

資料 4

平成 28 年 7 月 22 日
高齢施策担当部介護保険課

練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および 運営等の基準に関する条例の改正について

1 改正の理由

介護保険法の改正によって、定員19名未満の指定通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、平成28年4月より区市町村が地域密着型通所介護事業所の指定等を行うこととなった。区では、これらの改正を踏まえ、地域密着型サービス等の事業に係る基準に関する条例について所要の改正を行う。

2 改正する条例

練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（平成24年12月練馬区条例第58号）

3 改正の内容

◆国基準省令(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)に基づき、地域密着型通所介護に関する以下の基準を規定

基準等	内容
人員に関する基準	管理者、生活相談員、介護職員等
設備に関する基準	食堂、機能訓練室、相談室等 夜間および深夜に提供される保険外サービス(宿泊サービス)の届出
運営に関する基準	取扱方針、介護計画、運営規程、記録の整備、地域との連携(運営推進会議の設置等)等
その他	療養通所介護に関する基準 基準の追加に伴う準用規定の整理

■人員、設備、運営(運営推進会議は除く)の基準については、区独自基準の設定は行わず、国が定める指定通所介護(定員19名以上の通所介護)と同じ基準を規定

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」附則第21条にて、平成29年3月31日までの経過措置

4 今後のスケジュール（案）

平成28年9月 改正案を平成28年第三回練馬区議会定例会に提案予定